

No.	概要	反映	市の考え方
1	<p>成果指標の「不登校率」の小学校の数値が0.83と設定されているが、「0」を目指してはどうか。</p> <p>小学校の不登校児がゼロとなれば、南アルプス市へ移住・転入を検討しようとする家庭が増えていく。不登校対策は人口増加施策の要の一つとなる。</p>	無	<p>義務教育としては、児童生徒が全員登校することも重要な一つの要素です。しかしながら、児童生徒にはそれぞれ様々な実情があることも事実です。いただいたご意見を参考に今後も魅力ある学校づくりを進め、不登校児童生徒に対し、個の状況に応じたきめ細やかな対応を行ってまいります。</p>
2	<p>不登校へ至る誘因は女子では人間関係、男子は学力(授業についていけない)が多いが、南アルプス市内での原因をあきらかとして、それへの対策経過と今後の取り組みを表記されたい。</p> <p>対策経過は、①取り組んで学校へ復帰したケースと②そうならなかったケースをあきらかとすること。各々の要因を確認すること。</p>	無	<p>ご意見にあるように、不登校に至る誘因は、一人ひとり様々であります。まずは在籍する学校がご家庭と連携し、丁寧な対応をしていくことが重要だと考えています。状況に応じては、外部関係機関等や教育委員会とも連携して取り組んでいます。</p> <p>引き続き、一人ひとりに寄り添った教育を進めてまいります。</p>
3	<p>中学校卒業後の見守りについては、その進路状況があきらかとされている。これを前提として、不登校・引きこもりのまま進路未定となった生徒及び家庭へ南アルプス市としての施策が提起されていない。</p> <p>(1)5年前にも提起したが、不登校・引きこもり家庭への市としての定期訪問を施策化する。</p> <p>(2)教頭 OB、保健師でチーム編成し、保護者との面談を定例化する。(保護者を支える)</p>	無	<p>中学卒業後についての引きこもり等は、市の関係部署や社会福祉協議会において相談や支援を行っています。</p> <p>計画(案)の目標1にあるように、予測困難な社会情勢に対応するため、人生をより豊かにしていくためにどうすべきか主体的に考えていく「生きる力」を育むために、子どもたちのための施策を今後も行っていきます。</p>
4	<p>市立図書館の利用については、コロナ休館の影響もあり、利用者が5千人台へ3千人の減、貸出件数も29万件台へ13万件的減となっている。次のような取り組みが出来ないか。</p> <p>(1)平日午前中、市内18才以下の「不登校生徒引きこもり」限定利用の場とする。対外的には、午前中閉館として、当該者のみの入館とする。</p> <p>(2)平日時間帯を不登校・引きこもりの遊びの場として提供する。</p> <p>(3)市は当面、観察すればよい。なお、18才以下とは市内在住高校生で不登校・引きこもりとなった者へ利用を呼びかける。</p>	無	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止による、図書館の休館及び開館時間の短縮のため、貸出数が減少となりました。また、令和2年度の利用者数は6万4千人です。図書館では、あらゆる機会を通して読書活動の啓発に努め、利用者数の向上を図るよう取り組んでいきます。</p> <p>図書館は、南アルプス市立図書館条例に定められた開館日・開館時間において利用できる施設であり、ご提案いただいた利用時間等を、対象者を分けて制限することはできません。子どもから大人まで生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、読書をするきっかけづくり、読書をともに楽しむ環境づくりの充実を図ってまいります。</p>

## No.2

No.	概要	反映	市の考え方
5	<p>通学路の安全度については、言及されている。しかし、個別の小学校ごとの通学路の点検とその対策については不十分である。</p> <p>八田小正門東の交差点について、施策済の回答となっているが、一つ目信号の赤点、黄点をドライバーが見落とし、無視しているから、危険な交差点となっている。</p> <p>(1)一つ目信号を廃止し、双方向一時停止の標識を設置する。</p> <p>(2)御勅使南工業団地を東に行った交差点から右折し、小学校通学路から山梨中央銀行八田支店の T 字路までを、30 キロ制限ゾーンとして、標識を設置する。</p> <p>現状、朝と夕、「見守り隊」が小学生たちの交差点歩行を見守っている。</p> <p>学校東門周辺を中心に「飛び出し注意」(のぼり)が 10 本、安協によって設置されている。</p> <p>地元住民は子どもたちを事故から守るため活動している。</p> <p>行政には、行うべきことがまだまだあるのではないか。</p>	無	<p>通学路につきましては、南アルプス市通学路交通安全対策会議において、各校から出された危険箇所の要望について検討し、対策を行っています。</p> <p>引き続き、通学路交通安全対策会議において取り組んでまいります。また、地域の見守り隊の方々のお力もお借りして、安全な登下校を目指してまいります。</p>
6	<p>教職員の犯罪から児童・生徒を守ることについて、個人情報情報の密売や盗撮をはじめ、教員によるセクハラ・パワハラの南アルプス市内の過去5年間の実状と、むこう5年間の犯罪防止への言及がない。</p> <p>項を起こして、「実状と課題」を提起されたい。</p>	無	<p>教職員による児童・生徒への犯罪対策については、山梨県教育委員会から発出されている「教職員の服務規律の確保について」に基づき、対応しています。</p> <p>教職員の犯罪等は絶対に許されることではありません。本市としましても、服務規律を徹底し、犯罪防止に努めてまいります。</p>
7	<p>学校給食の夏休み、冬休みの実施(有料)を推進されたい。また、一貫校7校は、小・中合同給食会として、中学生が小学生の世話係とされたい。</p>	無	<p>夏休み、冬休みの給食実施は、学校教育法等を鑑み、学校現場が必要であるという意見が多ければ、尊重していく必要はあります。ただし、登校日、食数、食材調達、対象者の子ども達、アレルギー対応、配送等計画的に進めなければならない課題もあるため、学校等と連携して研究いたします。</p> <p>小・中合同給食会については、時間的、金銭的な面も含めて難しいと考えます。</p>

No.	概要	反映	市の考え方
8	<p>市立美術館へ小学校時1回、中学校時1回、全員の作品展示会を実施してはどうか。</p> <p>(1)年間 50 回を前提とすれば、展示は可能。</p> <p>(2)展示期間を金・土・日として児童・生徒の保護者・親族の来館を促す。</p>	無	<p>美術館は、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした様々な展覧会を開催しています。そのため、子どもに特化した展示を年間通して行うことはできません。</p> <p>今後も、子どもを含め、幅広い世代に美術に親しみ、利用してもらえるよう、環境づくりを図っていきます。</p>
9	<p>図書館の小学生利用の保証について</p> <p>下校時、帰宅時に図書館へ寄ることは禁じられていると聞か、15:30～17:00 を親子連れ、幼児、小学生、中学生、高校生等専用利用時間帯としてはどうか。</p> <p>ただし、11月、12月、1月は、15:30～16:30 とする。</p>	無	<p>図書館は、南アルプス市立図書館条例に定められた開館日・開館時間において利用できる施設であり、対象者を分けて利用時間を制限することはできません。</p> <p>子どもから大人まで生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、読書をするきっかけづくり、読書をともに楽しむ環境づくりの充実を図っていきます。</p>
10	<p>学童保育、児童館と市立図書館の連携が提示されていない。小学生の放課後の暮らしづくりを図示化された。</p>	無	<p>学童保育、児童館と市立図書館の連携については、「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」において、児童館・放課後児童クラブと連携して推進することが明記されております。具体的な内容は、図書館のホームページ内の「第3次南アルプス市子どもの読書活動推進計画」をご参照ください。</p>
11	<p>第2章の教育を取り巻く社会の状況から課題の多さと複雑さが明確です。特に、目標1に対してどのように捉え直し取り組んでいくのでしょうか。</p> <p>毎年学校で行われているアンケートは同じ様な内容に同じような評価が見受けられます。そこからの現況値なのかはわかりませんが、もっと現場の生の声（先生、児童、生徒含め）、特に小さな声に耳を傾けながら、南アルプス市の教育を再考し、子どもがイキイキと楽しく自らの命を活かす学びの場創りを強く希望します。特に、すべての子どもたちへの支援では個別性を尊重し、それぞれの選択が大切にされること、又、自らの生き方を考えながら本当の生きる力を育てる環境、意識改革を進めていってほしいです。</p> <p>子どもの育つより良い環境には、そこに在る大人の在り方が問われています。一方的に与える今までのやり方から転換、探求の姿勢とファシリテーション力、子どものチカラの尊重、外部からの学びやサポートを得てできることは多くあります。教育機会確保法や子ども権利条約の周知、他県の教育改革を参考にスピード感と共に開かれた子どものしあわせ、一人ひとりのしあわせにつながる南アルプスの教育改革を期待しています。</p>	無	<p>計画(案)の「基本目標1」は、「生きる力を育む学校教育の充実」です。ご意見にあるように、一人ひとりの声に耳を傾け、個性を尊重しながら、目標に向けて取り組み、「生きる力」を育む教育を目指していきます。</p> <p>不登校児童生徒については、他県等の先進事例も参考にしながら本市にあった施策を進め、教育機会確保法を念頭にしながら、一人ひとりの幸せにつながる教育を目指していきます。</p>

No.	概要	反映	市の考え方
12	<p>この度の振興プランの改訂に、子どもの権利条約並びに教育機会確保法に基づいた案をご検討いただくお伝え申し上げます。</p> <p>2020年の教育改革を受け、全国的に子ども達の学びの場は変化してきております。現在子育てに力を入れている南アルプス市にも、是非教育改革の実現をお願いしたいです。板書や教科書を使用し、大人が子どもに知識を受け渡す従来のやり方ではなく、本来子ども達が持っている探求心や好奇心を信じ、対話や関わり合いを通じて、主体的学びを構築する場を求めます。</p> <p>また、先生方だけが責任を負うのではなく、地域の大人と一緒に子ども達を見守り、育ちを支援する体験型の学びの場を求めます。</p> <p>当市には沢山の方が丁寧に守ってきてくれた恵まれた里山があります。身近な自然で生き物の不思議に出会い、遊びから繋がる学びを得ることは子ども達の自己肯定感をあげることに寄与します。これからの時代に必須となる「自分で考える力」の育みには、失敗を含めた様々な体験が必要不可欠だと実感しています。</p> <p>振興プランの内容には、誰にでも分かりやすい具体的な体験活動の明記、また、決められた場所への登校不登校に関わらず、学びたいと願う誰もが学ぶ機会を得られることの明記を求めます。</p>	無	<p>計画(案)施策1「主体的に学習に取り組む教育の充実」施策の柱①「学習意欲の向上」では、言語活動を重視し、表現しあいながら高め合う、主体的で対話的な深い学びを行うことを目指しています。今は、コロナ禍のため、対話的な活動は難しい状況ですが、自ら学ぶ児童生徒の育成を進めていきます。</p> <p>体験活動については、計画(案)施策2「豊かな心を育成する教育の充実」施策の柱②「ふるさと教育の推進」の主な取り組みにもありますが、記載されていること以外にも、様々な体験活動を今後も行っていきます。</p> <p>不登校児童生徒につきましては、教育機会確保法を念頭に、魅力ある学校づくりを目指し、一人ひとりに寄り添い、個に応じた対応を行っていきます。</p>

No.	概要	反映	市の考え方
13	<p>不登校児童生徒への支援について定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律(教育機会確保法)」が成立、平成29年2月より施行されました。また、文部科学省は同年3月、同法に基づく基本指針を策定するとともに、令和元年10月には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を出しています。</p> <p>南アルプス市としては、上記の法制度を活用し、不登校児童生徒に対して以下の対応を行います。</p> <p>(1)不登校児童生徒への支援は、「教育機会確保法」、同法に基づく「基本指針」、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を活用します。</p> <p>(2)不登校児童生徒への支援は、当該児童の意思を十分に尊重し、「学校に復帰する」結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。(基本指針より)</p> <p>(3)不登校児童生徒への支援は、学校、家庭、関係機関が情報共有し、個に応じたきめ細かな対応を行います。場合によっては、教育支援センター、ICTを活用した学習支援、フリースクール等の「学校以外の場」の活用も視野に入れると共に、家庭に対して、必要な情報の提供、助言、その他支援を行うために必要な措置を講じます。(第13条より)</p> <p>(4)不登校児童生徒への支援は、教員だけではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた学校内でのチームによる対応を進めます。また、不登校児童生徒の保護者に対し、不登校に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報を提供します。(基本指針より)</p> <p>(5)不登校は、取り巻く環境などによってどの児童生徒にも起こり得るものであり、治したり、克服したりするような問題行動ではありません。よって、個々の不登校児童生徒には休養の必要性を認めます。(第13条・基本指針より)</p>	有	<p>(1)、(2)不登校児童生徒への支援については、重要な課題と認識しています。本市としましても、従来の「学校に登校する」ことだけを目指しては、社会において自立的に生きていくことが重要であると考えており、教育確保法及びこれに基づく基本方針等を活用しながら取り組んでいきます。</p> <p>(3)、(4)、(5)については、不登校児童生徒においては、要因は様々であり、休養の必要も踏まえながら、初期段階においての寄り添った支援をしていきます。学校、家庭、関係機関等が連携していくことが重要であり、一人の教員ではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含め、チームによる対応を進めていきます。</p> <p>また、学校以外の場における学習活動など、個の状況に応じた活動や居場所づくりを念頭に、児童生徒及び保護者に対する必要な情報の提供や助言、支援を行っていきます。</p> <p>したがって、計画(案)の施策4「すべての子どもたちへの支援」施策の柱②の主な取り組みに反映していきます。</p>